

平成23年度第1回南三陸町都市計画審議会議事録

日 時： 平成23年度10月13日 13:30～
於 　： 仮庁舎会議室

1 開会 司会 事務局 13:30～13:45

- ・東日本大震災で亡くなられた町民の方々、及び前都市計画審議会会長熊谷様のご冥福を祈り黙祷
- ・委員囑託
南三陸町佐藤町長より審議会委員へ委嘱状の贈呈
- ・席決め
1～10の数字がかかれたボールを取り、取った席へ移動

2 あいさつ 13:45～14:05

- ・南三陸町佐藤町長
南三陸町復旧・復興に向けて、委員の皆様の貴重な意見を賜りたい。
- ・審議会の成立：委員定数10名中9名出席のため審議会は成立（南三陸町審議会条例第5条第2項）

3 議事 14:05～15:10

①会長の選任について

町長 南三陸町都市計画審議会条例第4条第1項の規定に基づき、町議会の委員さん以外の方から会長を選任して頂くこととなりますので、ご推薦をお願いします。

委員 事務局案はないのか。

事務局 色々検討しましたが、委員さんの皆様に相談して決めて頂きたい。

委員 町の土地に詳しい加茂川さんをお願いしたい。

委員 私も加茂川さんをお願いしたい。

町長 二人の委員さんから加茂川さんをお願いしたいとの事ですがいかがでしょうか。

委員 意義なし。

- ・推薦により加茂川 融氏が会長に選任

町長 これからの議事進行は、会長をお願いしたい。

会長 それでは、これより議事を進行するにあたり、まず会長の代理指名を佐藤さんをお願いしたいのですがいかがでしょうか。

委員 意義なし。

- ・代理指名：佐藤 雄一委員

②都市計画審議会運営規程について

事務局 南三陸町都市計画審議会運営規程（案）第1条～第5条説明

- 会長 シナリオには議事録作成者の決定とあるが、委員が議事録を作成するのか。
- 事務局 議事録は、事務局で作成するので確認頂きたい。
- 会長 事務局案にご異議がないようなので、南三陸町都市計画審議会運営規程（案）を承認してよろしいか。
- 委員 意義なし。

③議事録署名委員の選任について

会長 都市計画審議会運営規程第4条第1項の規定に基づき、本日の議事録署名委員を決めたいと思うが、名簿順にお願いしたいと思うので、山本委員にお願いしたい。

・了解

4 被災市街地復興推進地域の指定について

事務局説明

- ・都市計画区域：昭和42年9月6日変更、面積900ha
- ・都市計画街路：水尻橋・新井田線等計9路線、延長計8,010m
- ・公園：本浜公園、松原公園、東山公園、面積計2.77ha
- ・緑地：上の山緑地、面積0.5ha
- ・区画整理：志津川災害復興土地地区画整理事業
 - 1度目：昭和14年12月26日認可、面積7.1ha、昭和29年12月完了
 - 2度目：昭和35年7月21日認可、面積28.3ha、昭和44年7月完了
- ・建築制限の経緯
 - 平成23年4月8日～5月11日：建築基準法第84条、制限面積175.7ha
 - 平成23年5月12日～11月10日：東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律、制限面積175.7ha
 - 平成23年11月11日～平成25年3月10日：都市計画法第10条の4、被災市街地復興特別措置法、制限面積154.4ha
- ・志津川都市計画被災市街地復興推進地域の決定スケジュール（予定）
 - 平成23年10月7日～10月9日：住民説明会
 - 平成23年10月13日：事前照会回答
 - 平成23年10月14日～10月28日：都市計画の案の縦覧
 - 平成23年11月4日：南三陸町都市計画審議会
 - 平成23年11月9日：知事同意
 - 平成23年11月11日：決定の告示
- ・建築制限内容の比較について
- ・計画書：志津川都市計画被災市街地復興推進地域の決定（南三陸町決定）について
- ・志津川地区土地利用計画イメージ図について
- ・被災市街地復興推進地域（建築制限）の指定にかかる説明会及び意見交換会について
- ・南三陸町震災復興計画（素案）について

委員 参考資料③の住民説明会の主な意見について7項目ありますが、事務局としてどのように回答

したのかを教えてください。

事務局 (意見：①仮設住宅の入居期限は最長2年と聞いているが、高台移転がそれ以上掛かると3年目には住む家が無くなってしまうのか。)

①例えば阪神淡路大震災の時も5年ぐらいの延長があった為、最長2年に近づいてくると国の方も延長の発表があるかと想定される。

(意見：②建築制限区域は解ったが、街の復興の今後のスケジュールを教えてください。)

②主な事業手法2点、土地区画整備事業(5年～10年スパン)と防災集団移転促進事業(国の認可が得られてから2年以内に造成を行われなければならない現行制度、ただし数百戸の住宅団地の造成を考えると2年が3年になる可能性があるかと想定される)がある。

(意見：③高台移転について、もっと詳しく教えてください。)

③事業のパターンを複数示しながら今後検討し、国の第3次補正予算案成立後、高台移転事業の改正内容が発表されるので、具体的な事業の適用範囲を確認した上で、説明していく。

(意見：④高台移転をすると、住んでいた土地は買い上げてもらえるのか。)

④国の予算、場所等の問題があり、今後相談。

(意見：⑤建築制限区域に許可を得て建築したが、事業により移転することになった場合、補償対象になるのか。)

⑤物件移転補償評価により、建物の構造や面積等で一定の評価をし、その評価額を補償する。

(意見：⑥高台移転先の用地確保の進捗状況はどうか。)

⑥これから、国の認可を得て事業が進捗した段階で順次必要な用地を確保していく。

(意見：⑦今回、建築規制区域から外れた地域は放置されてしまうのか。)

⑦農地については一定の農地としての復旧支援が農政のほうから入る。また住宅については、高台移転のご案内をする。

委員 志津川地区土地利用計画イメージ図について、旧志津川町の復興道路内での観光ゾーン・商業ゾーンがあるが、観光ゾーンの中にも店舗が可能かどうか。観光と商業を一体ではなく区別して考えているのか。

事務局 これから商工会の方々、土地所有者の方々との具体的な調整をし、志津川の中心部に賑わいを取り戻すための「道の駅」を誘致する等検討していく。

委員 施設誘致ゾーンには、水産加工場施設等を作るイメージなのか。

事務局 新たな商業・工業施設、水産加工場施設等を誘致することによって早く生業の場所を確保したいと考えている。国道45号沿いということも考慮している。

委員 数メートルの嵩上げが必要と考えるが、どの程度の嵩上げを考えているのか。

事務局 官城県、国土交通省が整備している防潮堤の高さと大きく関係する。志津川地区は防潮堤の高さが8.7mと発表されている。今後、防潮堤の高さと土地利用上の高さとの調整が必要であり、海岸に近い所から必要最小限の嵩上げを行っていきたいと考えている。

委員 防潮堤の高さ云々ではなく最低どれぐらいの嵩上げが必要なのか。

事務局 国の事業補助、事業費の裏付けがないので、今はまだ決定しておらず、いかに市街地がすりばち状にならないような形に出来るかを検討している。国の3次補正で方向性が見えてくることから、防潮堤の高さについても12月までの災害査定の中で徐々に方向性が明らかになってく

る。南三陸の海岸線は、農地海岸、建設海岸、漁港海岸の三つに区分されているが、農地海岸については、後ろに守るものが無い所は高さを上げず既存のものをそのまま災害復旧し、農地や家があるものについては、防潮堤を8.7mの高さにする。今の防波堤に嵩上げするのではなく、その後ろ側の用地を買収して、堤防を作る検討をしているが、国、県の方向性がまだはっきり定まっていない為、計画の確定にはもう少し時間が必要であると考えている。

委員 三つの河川があって、その河川に関しては高い位置にして、地域がすりばち状になる話は今日初めて聞いたが、基本的には、第一堤防を作って、その次に道路で堤防の形を作り、嵩上げ等を順番にしていく方向と認識している。また造成で出た土を盛って嵩上げをしていくと聞いていたが、復興計画についての考え方が変わったのか。

事務局 ご指摘のやり方も一つであり、河川を計画通り作るやり方も一つの考え方であるが、その方向性については、まだ決まっていない。八幡川等は宮城県が所管している二級河川であるため、12月の災害査定以降、方向性が具体的に決まっていくと考えている。

委員 国の第3次補正がとれてからその方向性がはっきりしていくとの事だが、11月に予算が決まった時点で、復興住宅に関しての動きがすぐとれるのか。また高台移転等どれぐらいの目処を見込んでいるのか。

事務局 1月には復興住宅の計画がある程度出来るのではないかとと思われる。ただ用地がどこに確保出来るかが問題。公営住宅の意向調査はこれから行う。基本的に高台移転と復興住宅の用地については並行して進めていく。

委員 日程的なことはまだまだ分からないとの事だが、今後の行政の進め方によって、復興が早いか遅いかが決まっていくのではないかとと思われる。また土地の代替により、一番住民が心配しているのは、その土地がどうなるのか。補償等、地区においての土地の平等性の確保等何か考えているのか。

事務局 高台移転に関しては防災集団移転促進事業の適用が考えられる。新聞情報ではあるが、分譲が可能になる可能性が高まってきた。

浸水した土地の買い上げについては、ご希望のある方だけ買うという制度にはなっていない。国の制度の変更により、いかに柔軟に対応出来るのかを見極めていく必要がある。制度の運用方針が決まり次第、町民の方々に説明する。

委員 商業ゾーンに関して、志津川地区は当初から商業・観光ゾーンが考えられているが、歌津地区は高台移転する住居ゾーンのみで商業ゾーンが皆無になっており、歌津地区は通過の町になってしまう懸念があるがどのように考えているのか。

事務局 国道45号の伊里前大橋をどういった形で架け替えるかがポイントになる。

現在の位置で復旧するのか、橋を復旧させずに高台側に移設するのか、国道45号の復旧に対する考え方が土地利用に大きく影響する。

我々としては橋が現在の位置で復旧されるよりも高台に道路を移した方が現実的で復旧も早いのではと考えている。

また、周辺の利用に関しても、それと合わせて考えていかなければならない。

商業・産業は、海に近い所で避難所を確保して営業することは、可能と考えている。

国道45号、今後の国の予算・計画等を調整しながら決定していく。

会長 少なくとも委員に1週間前に資料を渡すぐらいの配慮をしないと審議会をする意味はないと思う。1週間前には渡してもらえよう事務局にお願いしてよいか。

事務局 資料につきましては、出来れば1週間前には渡し、本審議会の中で意見を出せるようにしていく体制にする。

委員 なぜ次回の審議会が11月4日になっているのか。

事務局 10月14日～10月28日で都市計画法上の図書を建設課で縦覧し、ご意見を踏まえて区域が妥当であるかどうか11月4日にご審議頂き、答申を頂きたい。

また、建築制限が11月10日に切れることから、期間が開かないように11月11日に再度制限を掛けるためにもやむおえないスケジュールであると考えている。

建築制限は復興イメージを現実的にする為の一つのツールと考えている。

委員 次回住民の意見を見せてもらえるのか。

事務局 今回は住民意見の集約もあり1週間前は難しいが、できるだけ早く整理し、事前に提示したいと考えている。

・閉会の挨拶

佐藤雄一委員